

**第 2 回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会  
における主な指摘事項と対応について**

	主な指摘事項	対応
自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壤の措置のあり方	実施された自主調査等について、目的、面積、区域指定申請の有無、対策等の状況について整理すること。	平成 27 年度に実施した自主調査等の事案について、左記の事項を資料 3 の p. 2～4 に記載した。
	指針に基づく自主調査等の報告を進める上で、土地の所有者等にどのようなメリットがあるか整理すること。	指針に基づく自主調査等の実施や区域指定申請のメリットについて、資料 3 の p. 5 に記載した。
土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等について	土地の所有者等の責務を規定している他法令での内容や、汚染原因者と土地の所有者との間の訴訟事例等について整理すること。	土砂条例及び循環条例における土地の所有者の責務等の規定や土壤汚染に係る訴訟などについて、資料 3 の p. 7, 8 に記載した。
ダイオキシン類による区域指定について	条例に基づくダイオキシン類による区域指定の状況や自主調査によりダイオキシン類の基準不適合の土壤が判明した土地における対応状況等を整理すること。	ダイオキシン類について、区域指定の状況や自主調査及び自主措置の実施状況等を資料 3 の p. 10 に記載した。
府域における自然由来による基準不適合土壤の状況について	府域における地質特性等について情報をさらに収集し、整理すること。	知見を一部追加し、資料 3 の p. 15, 16 に整理した。
府域における埋立地の状況について	大阪湾の埋立地は、過去の高潮対策等で 3 メートル程度嵩上げをしている。その際の埋立材として浚渫土砂が使用されていると思われる。大阪の特徴でもある埋立地の状況を整理すること。	府域における埋立地の状況について、資料 3 の p. 20～23 に整理した。